



第3次ばんどろ男女共同参画プラン
(2018～2022)
進捗状況調査報告書

～市民一人ひとりが輝き 男女ともに活躍できるまちを目指して～

令和 3 年 6 月
坂 東 市

令和2年度 第3次ばんどう男女共同参画プラン進捗状況調査概要

- 1 調査目的 「第3次ばんどう男女共同参画プラン」(平成30年3月策定)に示した各事業について、進捗状況を調査・評価し、より効果的な事業展開を行うためのものである。
- 2 調査対象 全庁
- 3 調査時期 令和3年3月1日現在
- 4 調査項目 掲載事業(全99項目)
プランに示した事業の進捗状況について現状を踏まえ3段階評価し、各課の結果をとりまとめた。
- 5 評価結果

男女共同参画プランに示した施策の評価	回答数	割合(%)
A … 計画通り実行している。 達成度70%以上	70	70.7
B … 計画通り一部実行している。 達成度40%～69%	23	23.2
C … ほとんど実行していない。 達成度39%未満	6	6.1
合 計	99	100.0

※割合の数値は小数点第2位で四捨五入しています。

第3次ばんどろ男女共同参画プラン進捗状況調査一覧(R3.3.1現在)

No	事業名	実績	評価	実績に対する評価	担当課
1	広報紙への掲載	広報紙掲載 ・10月 「女性人材バンク」登録者募集 ・12月 パープルライトアップ実施	A	女性に対する暴力根絶の啓発活動および政策決定過程への女性の参画を推進するための「女性人材バンク」登録者募集記事を掲載した。	市民協働課
2	啓発パンフレットの収集・提供	県や国など関係機関から発行、送付されたパンフレットやポスターなどを市役所や公共施設に設置した。	A	啓発パンフレットを市役所や公共施設に設置することにより、広く市民に啓発することができた。	市民協働課
3	イベント等の情報提供	市民団体等の活動を広報紙やホームページに掲載し、会報誌を全戸配布した。	A	女性団体協議会の活動について、情報提供をすることができた。	市民協働課
4	参加しやすい講座の実施と充実	男女共同参画研修会(開催中止)	B	「SDGs」をテーマに、男女共同参画研修会開催を企画・調整していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の為、開催を中止とした。	市民協働課
5	出前講座の実施	R2出前講座-中止	C	新型コロナウイルス感染症拡大防止の為、実施中止とした。	市民協働課
6	地域の会合等に合わせた啓発	いい夫婦の日のぼり旗を公民館等に設置し啓発を行った。	A	市民講座や団体活動等が行われる公共施設で啓発を実施することができた。	市民協働課
7	若者向けの意識啓発(新規)	AV出演強要問題・『JKビジネス』等被害防止月間(R2.4月 お知らせ版掲載) R2.11月 市内高等学校へデートDV防止講座やライブプランニングなどの男女共同参画啓発講座開催の校内調整を依頼した。	B	新型コロナウイルス感染症拡大防止の為、若い世代が参加する男女共同参画講座の開催には至らなかったが、広報紙を活用した啓発をすることができた。	市民協働課
8	活動団体への参加促進	ばんどろ市女性団体協議会の活動について、ホームページに掲載した。また、役員と共に会報誌を作成し全戸配布した。	A	ばんどろ市女性団体協議会の情報を発信し、団体の育成支援に努めた。	市民協働課
9	活動団体相互のネットワーク化	R2.10月 市長懇談会書面開催(ばんどろ市女性団体協議会事業) R2.11月 日本女性会議 2020あいち刈谷オンライン研修参加(ばんどろ市女性団体協議会事業) R3.3月 オンラインツール「Zoom」勉強会開催(ばんどろ市女性団体協議会事業)	A	懇談会や研修会等の事業を実施し、女性団体相互のネットワーク化を促進することができた。	市民協働課
10	活動団体への支援	坂東市女性フォーラム役員会の活動場所として、公民館を提供した。	A	男女共同参画を推進する団体の活動について、場所の提供および活動の支援に努めた。	市民協働課
11-1	地区リーダーの育成	11/19 茨城県男女共同参画推進員研修会出席(推進員1名)	A	推進員の主な年間活動のうち、研修会出席の活動支援に努めた。	市民協働課
11-2	地区リーダーの育成	女性団体や男女共同参画推進の活動場所として、公民館を提供した。	A	女性団体や男女共同参画推進の活動について、公民館を提供し、育成支援に努めた。	市民協働課
12	外国語指導助手(ALT)の活用	小学校では外国語活動及び外国語、中学校では英語の授業を中心に、外国語指導助手(ALT)を小中に13人配置。休校期間中は、児童生徒のための学習動画を作成しオンライン配信した。 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、幼児教育施設3園への派遣はなし。	A	学級担任とのチームティーチングを通して、各学年の成長段階や実態に応じながら、指導を行うことができた。特に、Small Talkや書く活動において、ネイティブスピーカーとして担当教諭をサポートした。自作の学習動画や異文化理解のための動画、音声教材は自宅学習の児童生徒にとって有益なものであった。	指導課
13	国際社会の情報収集・提供	国内外の男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを掲載している総合情報誌等、男女共同参画関連図書を市役所に設置している。	B	広報紙、ホームページ等による情報発信を実施できなかった。	市民協働課
14	外国人のための情報提供・相談事業	外国人の女性相談利用件数 ・相談員対応 0件 ・職員対応 2件	A	女性相談員による相談窓口以外に、職員も外国人の相談に対応した。	市民協働課
15	情操豊かな心の育成	各校において人権集会を実施。県主催の人権啓発活動である人権メッセージ募集について、市内全校が取り組み、作品を応募。計画訪問の際に、各校及び園で人権教育や人権に配慮した指導について指導・助言を行った。	A	各校において、工夫を凝らした(オンライン含む)人権集会を実施することができた。	指導課

第3次ばんどう男女共同参画プラン進捗状況調査一覧(R3.3.1現在)

No	事業名	実績	評価	実績に対する評価	担当課
16-1	社会的性差(ジェンダー)の有無についての点検	《こども課》 社会的性差について、保育所等では年間を通じて実施してきた。 《学校教育課》 各校において、年数回程度の授業や標語を利用するなどして、男女平等教育の推進を実施している。	A	《こども課》 園と連携して点検等を行うことができた。 《学校教育課》 授業や標語を利用するなどして、男女平等教育の推進することができた。	こども課 学校教育課
16-2	社会的性差(ジェンダー)の有無についての点検	各校において人権集会を実施。県主催の人権啓発活動である人権メッセージ募集について、市内全校が取り組み、作品を応募。計画訪問の際に、各校及び園で人権教育や人権に配慮した指導について指導・助言を行った。	A	各校において、工夫を凝らした(オンライン含む)人権集会を実施することができた。	指導課
17-1	人権教育の充実	道徳や特別活動、総合的な学習の時間等、教科横断的に人権教育を行った。コロナ差別に関する人権教育を指導計画に位置付け実施した。計画訪問の際に、各校及び園で人権教育や人権に配慮した指導について指導・助言を行った。	A	各学校の全体計画、推進計画の見直しを依頼した。また、コロナ差別に関する人権教育の資料等について周知した。	指導課
17-2	人権教育の充実	人権擁護委員が学校へ訪問して行う活動は実施できなかったが、「子どもの人権SOSミニレター」についての文書等は各小中学校へ配付した。	B	新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、人権擁護委員の活動ができない中の人権教育の啓発活動は難しかった。	社会福祉課
18	社会的性差に関する研修の実施	計画訪問の際に、各校及び園で人権教育や人権に配慮した指導について指導・助言を行った。	A	教職員を対象とした人権教育研修会を実施した。人権課題について研修を行い、教職員の人権意識の高揚が図れた。	指導課
19	男女共同参画意識を高める指導内容の研究	計画訪問の際に、各校及び園で人権教育や人権に配慮した指導について指導・助言を行った。	A	教職員を対象とした人権教育研修会を実施した。人権課題について研修を行い、教職員の人権意識の高揚が図れた。	指導課
20-1	男女共同参画教育に関する案内の実施	《市民課》 市民のかたの目にとりやすい場所にパンフレット等を備え啓発活動を行った。 《さしま窓口センター》 婚姻届受付時に配布している啓発用パンフレットを窓口にも配置した。	A	《市民課》 チラシ等の配布場所が限られており、優先順位をつけざるを得ない場合もある。 《さしま窓口センター》 継続して配置することで、多くの人の目に触れる機会を作ることができた。	市民課 さしま窓口センター
20-2	男女共同参画教育に関する案内の実施	《市民課》 婚姻届の用紙を取りにきたときや届書の提出時に来庁した際にパンフレット等を一緒に配布した。 《さしま窓口センター》 婚姻届の受付時に、啓発用パンフレットの配布を継続して行った。	A	《市民課》 婚姻時などは、ご夫婦で来庁される場合が多いので、効果的と考える。 《さしま窓口センター》 婚姻というタイミングでパンフレットを配布することで、効果的な啓発の機会を作ることができた。	市民課 さしま窓口センター
21	保護者への男女平等教育の啓発	保護者学級の男性参加や保護者の男女平等教育について意識が定着しているため、特に啓発は行っていない。	A	今年度は感染症拡大防止のため、保護者学級の開催はほとんどの学校で見合わせた。それぞれの学校において、保護者学級の男性参加や保護者の男女平等教育について意識が定着している。	指導課
22	家庭内での男女共同参画の促進	「いい夫婦の日」啓発 ・公共施設・商業施設へのぼり旗設置 ・市役所ロビーにて啓発のポケットティッシュを配布	A	人が集まる場所での啓発を実施することにより、家庭内での男女共同参画を促進することができた。	市民協働課
23	住民意識調査の把握と意識の啓発	R2.10 市長懇談会(ばんどう市女性団体協議会主催)書面開催	A	女性団体と市長との意見交換会等を書面にて実施し、市に対する要望などを把握することが出来た。	市民協働課
24	関連図書・資料の充実	R2.3.19 男女共同参画に関連する資料リストの定期更新、HP上に関連資料のブックリストを掲載。	B	図書館内で閲覧できる関連資料のリストを定期的に更新した。 また、リストをもとにOPACやWebで閲覧できるコーナーを作成した。	図書館
25-1	生命の大切さや人権などをテーマとした映画、演劇などと融合した啓発	人権啓発に係る特設人権相談は未実施であるが、人権週間の期間中に庁舎ベランダに横断幕を設置した。	B	期間中に横断幕にて、人権啓発を図った。	社会福祉課
25-2	生命の大切さや人権などをテーマとした映画、演劇などと融合した啓発	男女共同参画研修会(開催中止)	B	「SDGs」をテーマに、男女共同参画研修会開催を企画・調整していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の為、開催を中止とした。	市民協働課
26	家庭等での暴力に関する問題意識の啓発	女性に対する暴力をなくす運動期間(R2.11月)に、お知らせ版掲載・屋外情報塔で広報した。	A	広報紙等を活用して意識啓発をすることができた。	市民協働課

第3次ばんどろ男女共同参画プラン進捗状況調査一覧(R3.3.1現在)

No	事業名	実績	評価	実績に対する評価	担当課
27	暴力を許さない社会意識の啓発	女性相談カード設置 ・公共施設 6箇所 ・商業施設 4箇所 暴力をなくす運動期間での啓発 ・パープルライトアップ及びパープルリボンの実施	A	公共施設や商業施設等に女性相談啓発カードを設置し、暴力をなくす運動期間を利用して暴力を許さない社会意識の啓発に努めることができた。	市民協働課
28	児童虐待等の早期発見、保護、支援のためのネットワークづくり	R2要保護児童対策地域協議会代表者会議(1回) R2要保護児童個別ケース検討会議(7回) R2定期検討会(8回)	A	関係機関と連携し、要保護児童に対して、包括的に支援することができた。	こども課
29	配偶者等からの暴力の相談窓口及び相談方法等についての周知	女性相談日を毎月広報紙で周知。	A	女性相談日を毎月広報することにより、市役所にも相談する場所があることを周知することができた。	市民協働課
30	相談者への具体的な支援策の検討と実施	R2シェルター移送件数 3件 R2警察と連携対応件数 7件	A	警察に情報提供し、連携することで相談者を保護することができた。	市民協働課
31	相談及び情報提供窓口の設置と情報提供の拡充	・市の相談窓口の一覧と国や県などの相談窓口のパンフレットを設置。 ・11/5 お知らせ版掲載「女性に対する暴力をなくす運動」期間(県、県警、市等の相談窓口の情報記載)。	A	市の女性相談だけでなく、女性が安心して暮らしていくための相談窓口の情報を幅広く提供することができた。	市民協働課
32	セクシュアル・ハラスメント防止の啓発	セクシュアル・ハラスメント防止の啓発をすることができなかった。	B	男女共同参画研修会開催を企画・調整していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の為、開催が中止となり、研修会開催時に予定していた啓発を行う事ができなかった。	市民協働課
33	セクシュアル・ハラスメントの相談窓口の周知	女性相談日を毎月広報紙で周知。 ・R2女性相談でのセクシュアル・ハラスメントに関する相談 1件	A	セクシュアル・ハラスメントの相談を、女性相談内で対応することができた。	市民協働課
34-1	メディア・リテラシーを育む教育についての情報収集	各校において、メディア・リテラシーを育む教育について情報収集している。各校で年1回程度の研修会を実施した。	B	各校で、メディア・リテラシーを育む教育について情報収集している。	学校教育課
34-2	メディア・リテラシーを育む教育についての情報収集	県主催のメディア・リテラシーに関する研修会の内容及び実施について確認。通信機器等の安全な使用に関する啓発チラシ等を配付し、トラブル防止を呼びかけた。	A	携帯電話・インターネット等に対する情報モラル教育を児童生徒及び保護者にも行った。児童生徒への情報モラル教育の推進を図り、ネット上での人権意識を高めることができた。	指導課
35	メディア上での表現に関する相談窓口の設置	R2女性相談内でのメディア上での表現に関する相談0件	A	メディア上での表現に関する相談はなかったが、相談があった場合は相談内容の関係機関へ報告していく。	市民協働課
36	相談業務の拡充(新規)	《市民協働課》 R2庁内関係課と連携対応件数 10件 R2警察と連携対応件数 7件 《こども課》 家庭相談員による相談支援業務の実施 月～金曜日 午前9時～午後4時	A	《市民協働課》 生命に係わる案件もあるため、庁内の関係課や警察と密に連携し、対応することができた。 《こども課》 関係機関と連携し、相談業務の充実を図ることができた。	市民協働課 こども課
37	年齢に対応した健康知識の啓発	センター健診・コミュニティ健診にて脳卒中についてのパンフレットの配布。 受診者 4,459名。いきいき健康相談 参加者5名。	B	新型コロナウイルス感染症の影響から、5月分は中止。6月以降は感染対策を行いながら実施。予防対策のため全健診の定員を設け完全予約制とした。4月・5月の健康相談は中止としたが、電話による相談は実施。	健康づくり推進課
38	妊娠期から一貫した健康管理体制の構築	妊娠届出時に面接・保健指導を実施し、母子健康手帳および妊婦健康診査受診票・産婦健康診査受診票を交付。 4月～1月診察分の受診者 妊婦健診:2,585名 産婦健診: 375名 要支援妊産婦については電話や訪問で妊娠経過や健診受診状況を確認。適宜病院等との情報共有を実施。	A	妊娠届け出時に助産師等が妊婦との面接を行い、情報提供の他に不安の軽減などの寄り添い支援を行った。 妊娠9か月ごろに電話をし情報提供、傾聴を行った。 要支援妊産婦においては、電話にて状況確認相談を行い、必要時訪問を行った。また、医療機関と情報共有し、対象者が、安全に生活できるように支援できた。	健康づくり推進課
39	思春期保健対策	市内4中学校、4小学校での思春期教育(助産師による講話や赤ちゃん人形抱っこ体験、グループワーク等)を実施。 中学校:17回 1,085名 小学校: 2回 51名	A	市内の各小中学校に出向き、保健師・助産師とともに「命の大切さ」「性感染症」「健康な体づくり」等の正しい知識の普及に努めた。	健康づくり推進課

第3次ばんどろ男女共同参画プラン進捗状況調査一覧(R3.3.1現在)

No	事業名	実績	評価	実績に対する評価	担当課
40	子どもや母親のこころとからだの健康の確保	ひよこサロン(2か月児相談)参加者 51名(内 里帰り3名) 乳幼児相談 参加者 延81名(内里帰り3名) 3か月児健診 受診率101.1% 1歳6か月児健診 受診率96.1% 2歳児歯科検診 受診率96.0% 3歳児健診 受診率92.9%	A	新型コロナウイルス感染症の影響から、中止、延期の対応をした事業もあったが、現在は、感染対策を行いながら実施している。集団で行っていた事業を個別対応としているため、長時間の母親同士の交流は難しいが、感染対策を行い交流の時間をできるだけ多くとれるよう工夫して事業を行っている。また、母親の孤立を防ぐためのアドバイスを個別でしている。	健康づくり推進課
41-1	青壮年期から中年期の女性の受診率向上	センター健診・コミュニティ健診にて大腸がん検診の同時実施。 大腸がん検診受診者 1,930名(女性)	A	新型コロナウイルス感染症の影響から、5月分は中止。6月以降は感染対策を行いながら実施。予防対策のため全健診の定員を設け完全予約制とした。	健康づくり推進課
41-2	青壮年期から中年期の女性の受診率向上	婦人がん検診の実施。 受診者子宮がん検診1,692名、乳がん検診1,630名。 土日の休日の実施、医療機関検診の整備。健康教育チラシの配布。コロナ禍において集団検診のウェブ予約・託児の中止。	A	新型コロナウイルス感染症の影響から、4月分は中止。11月・3月の集団健診は定員の減少により電話での予約のみ実施。密を避けるため託児は中止。医療機関検診は実施。集団健診の定員が減ったことに伴い、医療機関検診受診者増。	健康づくり推進課
42	審議会等への女性登用の促進	審議会等の女性登用状況調査(令和2年4月1日現在) ・地方自治法(第202条の3)に基づく審議会委員数467名中女性109名、女性比率は23.3% 前年度から2%減 ・地方自治法(第180条の5)に基づく委員会委員数28名中女性2名、女性比率は7.1% 前年度から増減無	C	審議会等の女性登用状況の割合が前年度に比べ減少しており、第3次ばんどろ男女共同参画プランの目標値40%には及ばない状況である。	各課
43-1	市職員の人材育成	各職員の能力や適性に応じた配置を行い、性別に関係なく働きやすい職場環境の整備に努めた。 なお、係長級以上の役職に占める女性職員の割合は、23.4%(令和2年4月1日現在)。	A	係長級以上の役職に占める女性職員の割合は、前年度から0.4ポイント上昇した。	総務課
43-2	市職員の人材育成	令和2年度に講師養成講座を受講した女性職員は1名。今年度は、他自治体との共同研修において講師を務めた職員はいなかった。	B	女性活躍の場の拡大のため、女性職員の講師養成や講師への登用に努めることができた。	総務課
44	審議会等開催時の託児費用負担(新規)	男女共同参画事業や審議会等の開催時に託児を予定していたが、中止となった。	C	新型コロナウイルス感染症拡大防止の為、開催が無かった。	各課
45-1	地域活動等における女性リーダーの登用促進	公民館講座講師(女性講師数) ・岩井公民館 16名 ・猿島公民館 20名	A	女性講師に講座を務めていただき、リーダーとして登用することができた。	生涯学習課
45-2	地域活動等における女性リーダーの登用促進	坂東市編「がんばる女性たち」(いきいきセミナー代替、坂東市女性フォーラム事業) 応募者・表彰者 15名	A	女性による地域活性化の取り組み事業についての紹介ポスターを作成・掲示することで、女性リーダーの発掘・育成に努めることができた。	市民協働課
46	女性の能力向上を目的とした各種講座やセミナーの開催	県や国などで開催される講座等のチラシやポスターを市役所へ設置し、ばんどろ市女性団体協議会の役員会の際に、情報提供を行った。	A	女性の能力向上を目的とした各種講座やセミナーの開催情報について、女性団体に情報提供することにより意識向上を図ることができた。	市民協働課
47	女性講師についての情報提供	年度明けに、文書配布に合わせて配布する「市民講座案内」にて、講師の登録を幅広く募集している。	A	広報活動の充実により、生涯学習講師として、より多くの女性の登録を促進するとともに女性講師の講座等についての情報の提供に努める。	生涯学習課
48	「女性活躍推進法」に基づく民間企業等との連携(新規)	《市民協働課》 坂東市編「がんばる女性たち」(いきいきセミナー代替、坂東市女性フォーラム事業) 応募者・表彰者 15名 《商工観光課》 実施なし。	B	《市民協働課》 関係団体と連携して、女性による地域活性化の取り組み事業についての紹介ポスターを掲示することで、女性の活躍推進に努めることができた。 《商工観光課》 女性活躍推進法に関する事業活動が無かった。	市民協働課 商工観光課
49	一般事業主行動計画の策定促進(新規)	《市民協働課》 ホームページに300人以下の労働者を雇用する事業主を対象に、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定について掲載している。 《商工観光課》 実施なし。	B	《市民協働課》 300人以下の労働者を雇用する事業主に対し、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定について、啓発することができた。 《商工観光課》 女性活躍推進法に関する事業活動が無かった。	市民協働課 商工観光課

第3次ばんどろ男女共同参画プラン進捗状況調査一覧(R3.3.1現在)

No	事業名	実績	評価	実績に対する評価	担当課
50	男性にとっての男女共同参画の意識啓発	ホームページに、料理を通じて男性の家事・育児参画を応援する「おとう飯」始めようキャンペーンサイトへのリンクを掲載した。	B	新型コロナウイルス感染症拡大防止の為、男性を対象とした料理教室開催を中止とした。ホームページに男性でも簡単に作れる「おとう飯」についての記事を掲載し、男性の地域・家庭への参画を推進することができた。	市民協働課
51	家庭や地域活動の参加事例の促進(新規)	男性向け料理教室(開催中止)	C	新型コロナウイルス感染症拡大防止の為、男性を対象とした料理教室開催を中止としたため、男性のロールモデルを発掘することが出来なかった。	市民協働課
52	男性の育児・介護休業取得の促進(新規)	《市民協働課》 実施なし。 《総務課》 男性職員で育児休業を取得した件数 2件 《商工観光課》 実施なし。	B	《市民協働課》 育児・介護休業制度等に関する情報提供を行うことができなかった。 《総務課》 制度の周知に努めた結果、男性職員の育児休業の実績ができた。 《商工観光課》 育児・介護休暇制度に関する情報の提供について行う事ができなかった。	市民協働課 総務課 商工観光課
53	トップセミナー等の開催による男女共同参画の意識啓発	男女共同参画研修会(開催中止)	B	男女共同参画研修会開催を企画・調整していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の為、開催が中止となり、研修会開催時に予定していた意識啓発啓発を行う事ができなかった。	市民協働課
54	地域活動情報の提供	<p>【広報紙等掲載】</p> <p>《秘書広報課》 弓馬田小コロナ撃退巨地上絵「アマビエ」(6月)、小中学校あいさつ・声かけ運動(7月)、社会を明るくする運動(8月)、花いっぱい運動、岩井中九州豪雨災害募金活動(9月)、子どものSNS犯罪被害防止啓発活動、避難力強化訓練(11月)、坂東市作品展、女性に対する暴力をなくす運動(12月)、七重小能ワークショップ、イルミネーション点灯(1月)</p> <p>《交通防災課》 茨城県・坂東市避難力強化訓練の実施(11月)、防災ラジオ特別配付会について(1月)、災害時大規模停電の早期復旧に関する協定締結(2月)、消防団防災学習・災害活動車伝達式(3月)</p> <p>《企画課》 主な広報紙掲載内容 東京直結鉄道実現に向けた要望書提出の実施、パブリック・コメント(市民意見公募)の実施、坂東くらし子育て応援サポート制度ガイド令和2年度版作成のお知らせ、結婚新生活支援補助金事業の実施、市統計功労者表彰(統計調査員)(※R3.4掲載予定)</p> <p>《こども課》 毎月「子育て支援センター」の予定を掲載。子育て関連イベントのチラシを窓口にて配布。</p> <p>《介護福祉課》 敬老会(中止)、在宅医療介護連携推進に係る講演会(中止) 高齢者向けサービスの紹介(5月)、在宅ねたき高齢者介護慰労金(7月)、敬老祝い商品券、敬老祝金(8月)、認知症を知る月間、敬老祝い商品券(9月)、認知症相談窓口の紹介(6、8、3月)</p> <p>《健康づくり推進課》 毎月、健診の予定やイベントの掲載などをおこなっている。</p> <p>《商工観光課》 チラシの全戸配布、市ホームページ・Facebook及び観光協会ホームページへの掲載等 ・菊花展</p> <p>《生涯学習課》 公民館活動の周知を行っている。</p> <p>《資料館》 展覧会ごとにポスターとチラシを作成し、市内外に配布している。また、広報紙やホームページなどで定期的に資料館のイベントを周知している。</p> <p>《図書館》 広報紙や、ホームページ、としょかんだよりなど定期的に図書館のイベントを周知している。</p>	A	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止した事業が多くあったが、各課において、地域活動関連イベントの周知やイベント後の活動状況の掲載を広報紙等を活用して実施している。	各課

第3次ばんどう男女共同参画プラン進捗状況調査一覧(R3.3.1現在)

No	事業名	実績	評価	実績に対する評価	担当課
55-1	市ホームページでの地域情報提供の実施	《企画課》 主なホームページ掲載内容 ・公共交通に関する情報(常時) ・市の各種統計情報(常時) ・パブリック・コメント(市民意見公募)の実施(随時) ・坂東くらし・子育て応援サポート制度ガイド令和2年度版作成のお知らせ ・結婚新生活支援補助金事業の実施	A	適時適切な情報発信に努めた。	企画課
55-2	市ホームページでの地域情報提供の実施	・6月 第3次ばんどう男女共同参画プラン進捗状況調査報告書 ・常時 300人以下の労働者を雇用する事業主対象女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定の啓発	A	男女共同参画事業の取組を掲載することにより、幅広い世代に意識の啓発を推進することができた。	市民協働課
56	地域活動に参加しやすい環境づくり	地域活動等へ男女がともに参画できるよう、女性団体の役員会等で書面やオンラインを活用しての会議開催を働きかけた。	A	コロナ禍における各種地域活動等の開催方法について配慮を行い、男女がともに家庭や地域活動に参画できる環境の推進に努めることができた。	市民協働課
57	地域活動やイベント会場等での保育サービスの拡充	一時預かり事業 保育園等7園(私立5園・公立2園)で実施。	A	一時的に児童を預かることにより、利用保護者の心理的・肉体的負担を解消することができた。	こども課
58	女性の視点に立った地域活動の条件整備	男女がともに家庭や地域活動に参画できる条件整備の推進ができなかった。	C	新型コロナウイルス感染症拡大により各種イベントや地域活動の中止・自粛が続き、各種地域活動に関する調査を実施することが出来なかった。	市民協働課
59	広く住民が参加するイベントの開催	坂東市女性フォーラムとの共催事業 ・R2.11月12日～25日「女性に対する暴力をなくす運動」期間でのパープルライトアップ及びパープルボンの実施	A	市役所行政情報コーナーにパープルリボンツリーを設置し、運動のシンボルである紫色のリボンをツリーに付けてもらう事により、住民の積極的な参画を促すことができた。	市民協働課
60	若い世代活躍推進事業(新規)	坂東清風高校放送部による、市情報を発信するラジオ番組収録参加。	A	若い世代の視点による情報発信など、地域住民と協力しながら地域活性化の推進を図ることができた。	市民協働課
61	地域防災組織の役員やリーダーへの女性の登用	災害時の連絡体制について、坂東市災害支援連絡会を設置し、災害ボランティア講習を開催した。	A	構成団体に、ばんどう市女性団体協議会が含まれ、女性の視点に立った地域防災の充実に努めることができた。	市民協働課
62	地域防災計画策定過程における女性の参画	防災会議委員39名の内5名の女性委員を登用した。	A	概ね達成している。	交通防災課
63	地域防災計画・職員マニュアルの徹底	地域防災計画の改定を実施(R3.2)	A	災害リスクと取るべき行動の市民への理解促進、避難所の新型コロナウイルス感染症対策や要配慮者の被災者支援対策等の改定を行った。	交通防災課
64	女性及び子育て世帯等に対する防災情報等の提供	県ダイバーシティ推進センター主催の防災に関するZoom研修のチラシを男女共同参画コーナーに設置し、開催を周知した。	A	防災情報等に関する情報を収集し、提供することができた。	市民協働課
65	労働法の周知	・労働施策総合推進法促進の周知【市HP掲載9/2～3/31】 ・労働基準法改正による「年次有給休暇の計画的付与制度の導入」促進の周知【市HP掲載8月～※2か月に1回】	A	県等の労働法に関するパンフレット等を公共施設等に設置、および市ホームページへ掲載し、労働基準法の改正や働き方改革関連法について周知に努めた。	商工観光課
66	労働環境改善の啓発の推進	・女性活躍推進法促進の周知【市HP掲載9/2～3/3】 ・労働基準法改正による「年次有給休暇の計画的付与制度の導入」促進の周知【市HP掲載8月～※2か月に1回】	A	女性労働者に重点を置いた啓発は行うことができなかったが、県等の労働法に関するパンフレット等を公共施設等に設置、および市ホームページへ掲載し、労働基準法の改正や働き方改革関連法について周知に努めた。	商工観光課
67	企業間交流や研修会の開催による男女共同参画意識の啓発	男女共同参画研修会(開催中止)	B	男女共同参画研修会開催を企画・調整していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の為、開催が中止となり、研修会開催時に予定していた意識啓発啓発を行う事ができなかった。	市民協働課
68	待遇や昇進に関する相談窓口の周知	女性相談カードを設置し周知 ・R2女性相談での性別による待遇や昇進の格差に関する相談 0件	A	女性相談カードを市内公共施設や商業施設等に設置し相談窓口の周知をしたが、性別による待遇や昇進の格差に関する相談はなかった。	市民協働課
69	働きやすい労働環境の整備	男女共同参画研修会(開催中止)	B	男女共同参画研修会開催を企画・調整していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の為、開催が中止となり、研修会開催時に予定していた意識啓発啓発を行う事ができなかった。	市民協働課

第3次ばんどろ男女共同参画プラン進捗状況調査一覧(R3.3.1現在)

No	事業名	実績	評価	実績に対する評価	担当課
70	女性の交流拡大と企業支援(新規)	・坂東市創業支援事業の周知 【公共施設へのチラシ、ポスターの設置、市HP掲載】 ・ばんどろ創業スクール(坂東市商工会主催)の周知 【市広報紙掲載、市HP掲載】	A	本年度のばんどろ創業スクールは、女性の中小企業診断士による「女性向けスタートアップセミナー」をカリキュラムに取り入れ、10名以上の参加があった。	商工観光課
71	農業者組織への女性の参画推進(新規)	人・農地プラン検討会に3名の女性農業者が委員として参加している。	A	検討会のメンバーに一定数女性を登用することになっているので、発足以来、女性農業者が必ず参加している。	農業政策課
72	家族経営協定の普及及び遵守状況の調査	R3.3.1 R2年度新規締結数 1件 R3.3.1現在締結総数 131件	A	関係機関との連携強化により、後継者を有する経営体の家族経営協定の締結に至ることができた。	農業政策課
73	就業に関する相談	R2女性相談での就業に関する相談 0件 「働く女性のためのキャリア相談」および「仕事と育児カムバック支援サイト」チラシを設置	A	女性相談での就業に関する相談はなかった。 厚生労働省や茨城県からの女性の就業支援に関するチラシ等を設置した。	市民協働課
74	再就職支援事業等の実施	・県西地区就職支援センター出張相談の周知 【市広報紙掲載毎月1回、市HP毎月1回更新】 ・県西若者サポートステーション出張相談の周知 【市広報紙掲載3/4・9/3号、市HP毎月1回更新】	B	休職中や子育て中、介護中の女性を対象とした、県主催の「企業説明会おしごとMarche」の周知を行い、復職を目指す女性への支援を行うことができた。また、各出張相談の案内を行い、市内での就職活動の支援に努めた。	商工観光課
75	再就職支援に関する県事業との連携	・ハローワーク情報活用ガイドの設置 ・求人票の設置(毎週更新) ・県西地区就職支援センター出張相談の周知 【市広報紙掲載毎月1回、市HP毎月1回更新】 ・県西若者サポートステーション出張相談の周知 【市広報紙掲載3/4・9/3号、市HP毎月1回更新】 ・チャレンジいばらき就職面接会(水戸・土浦会場)周知【チラシ設置、市HP掲載8/19～11/5】 ・地域若者サポートステーション事業ポスター掲示 ・元気いばらき就職面接会(つくば会場)周知 【チラシ設置、市HP掲載9/3～2月】 ・元気いばらき就職面接会(筑西会場)周知 【チラシ設置、市HP掲載9/3～2月】	A	市内の各出張相談の案内を行い、ハローワークへ行けない方への支援を行った。また、求人票の設置や県主催の就職面接会の周知を行い、再就職に繋がる情報提供に努めた。	商工観光課
76	「技能講習会」や「再就職セミナー」などの開催情報の提供と参加募集	・求職者支援訓練(ハロートレーニング)のチラシ設置 ・講座案内リーフレット(野田地域職業訓練センター)設置 ・公共職業訓練受講者募集パンフレット(ポリテクセンター茨城)の設置	A	公共施設へチラシを設置し、参加者の募集情報を随時提供した。	商工観光課
77	各種技能資格取得講習会の情報提供と講習会修了者の就労支援	・就職支援情報誌「就活通信」(いばらき就職・生活総合支援センター)の設置 ・求職者支援訓練(ハロートレーニング)のチラシ設置 ・講座案内リーフレット(野田地域職業訓練センター)設置 ・公共職業訓練受講者募集パンフレット(ポリテクセンター茨城)の設置	A	公共施設へチラシを設置し、参加者の募集情報を随時提供した。	商工観光課
78	パート就労相談員等による相談・指導事業の推進	特になし。	C	(公財)21世紀職業財団との連携、パートバンク及びパートサテライトの紹介等は特になし。	商工観光課
79	在宅ビジネスに関する詐欺被害等の防止	市内小学校に対して出前講座の開催	A	急増するネットやゲームのトラブルに関して出前講座を行い、注意喚起し被害の防止に努めた。	商工観光課
80	ワーク・ライフ・バランスの意識の啓発	《市民協働課》 実施なし。 《商工観光課》 ・夏季休暇における年次有給休暇取得促進の周知 【市HP掲載6/1～8/31、ポスター・チラシの設置】 ・10月の年次有給休暇取得促進期間における周知 【市HP掲載9/1～10/31、ポスター・チラシの設置】 ・年末年始における年次有給休暇の取得促進の周知 【市HP掲載12/4～1/12、ポスター・チラシの設置】 ・ゴールデンウィークにおける年次有給休暇の取得促進の周知 【市HP掲載3/5～5/7、ポスター・チラシの設置】	B	《市民協働課》 新型コロナウイルス感染症拡大防止の為、男女共同参画事業を開催することが出来ず、ワーク・ライフ・バランスの意識啓発を行うことができなかった。 《商工観光課》 年次有給休暇取得促進に向けて、ポスターの掲示、チラシの設置、ホームページの掲載を行い、一年を通して周知に努めた。	市民協働課 商工観光課

第3次ばんどろ男女共同参画プラン進捗状況調査一覧(R3.3.1現在)

No	事業名	実績	評価	実績に対する評価	担当課
81	多様な働き方についての啓発の実施	事業所におけるR2出前講座の実施 0件	B	新型コロナウイルス感染症拡大防止の為、男女共同参画推進のための出前講座を実施することができず、事業所での啓発を行うことが出来なかった。	市民協働課
82	育児・介護休業制度の周知と理解・協力の促進	男女共同参画研修会(開催中止)	B	新型コロナウイルス感染症拡大防止の為、男女共同参画事業を開催することが出来ず、育児・介護休業制度の周知と理解・協力の促進を行うことが出来なかった。	市民協働課
83	地域における子育て支援の推進	広報紙に毎月「子育て支援センター」の予定を掲載。 市内9ヵ所ある子育て支援センターにおいて各種イベントや育児相談等を実施。	A	広報紙に掲載することにより、情報発信が行えた。	こども課
84	育児休業の取得や男性も含めた働き方の見直しの啓発	《総務課》 毎週水曜日はノー残業デーとし、グループウェアで職員に周知するなど定時退庁を促している。 また、毎月第3水曜日、七夕及び十五夜の日を一斉消灯日として定時退庁を促している。さらに、男性職員の育児休業取得の促進等を図るため、女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画(後期計画)を策定した。 《商工観光課》 ・夏季休暇における年次有給休暇取得促進の周知【市HP掲載6/1～8/31、ポスター・チラシの設置】 ・10月の年次有給休暇取得促進期間における周知【市HP掲載9/1～10/31、ポスター・チラシの設置】 ・年末年始における年次有給休暇の取得促進の周知【市HP掲載12/4～1/12、ポスター・チラシの設置】 ・ゴールデンウィークにおける年次有給休暇の取得促進の周知【市HP掲載3/5～5/7、ポスター・チラシの設置】	A	《総務課》 一斉消灯日を設定し、定時退庁促進を図ることができた。 《商工観光課》 育児休業に重点を置いた啓発は行うことができなかったが、年次有給休暇取得促進に向けて、ポスターの掲示、チラシの設置、ホームページの掲載を行い、一年を通して周知に努めた。	総務課 商工観光課
85	夫婦とともに築く家庭生活や育児の推進	《こども課》 子育て支援に関するアンケートを実施。 未就学児検診対象者の保護者(回収人数145名) 《健康づくり推進課》 マタニティ・ファミリークラス年9回実施 (12回実施予定、新型コロナウイルス感染症予防のため3回中止) 参加者数 延 85名 (内 夫 27名 祖母 1名) 随時:母子手帳交付時に父親(パートナー)が来所の場合、パートナー用の問診票を用い指導を実施した。	A	《こども課》 検診時にアンケートを回収することにより一定の成果が得られた。 《健康づくり推進課》 母子手帳交付時や妊婦相談時にマタニティクラス・ファミリークラスに夫婦ともに参加することを促した。マタニティクラス・ファミリークラスでは、ともに築く家庭生活や育児への取組について情報提供を行った。 父親用の問診票を用いることで、父親への指導の介入が行いやすくなった。また、父親の持つ疑問の軽減につなげることができた。	こども課 健康づくり推進課
86	保育サービス等の充実	《こども課》 子ども・子育て支援事業に基づくサービスを実施。 待機児童解消に向け、中川館の整備を行った。 《生涯学習課》 生涯学習事業に該当しないため実施していない。	A	《こども課》 施設整備をしたことにより、中川地区の待機児童が解消された。	こども課 生涯学習課
87	高齢者の生活環境の充実と健康づくり	・介護予防・生活支援サービス事業(通年) ・地域包括支援センターの運営(通年) ・在宅医療・介護連携推進事業(書面会議) ・認知症初期集中支援事業(通年) ・見守り協定の締結(6事業所)※総務課分含む ・生活支援体制整備事業(通年) ・各種生活支援サービス等の提供(通年)	B	新型コロナウイルス感染症の影響により、制限がある中で、可能な限り事業を推進した。	介護福祉課 健康づくり推進課
88	特別な支援を必要とする人に対する適切なサービス提供	《社会福祉課》 生活困窮者については家計改善の助言や失業者への家賃補助、失業保険の申請助言、就労へ向けたサポート、求人情報の提供を実施。 《こども課》 ひとり親世帯へ通常の手当支給に加え、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたひとり親世帯への給付を行った。	A	《社会福祉課》 生活困窮相談52件中 就労24件 就労準備支援1件 家計改善相談1件 住居確保給付金5件 《こども課》 平常時より、給付回数や支給額が増えたことで、子育てしているひとり親の経済的な負担を緩和できた。	社会福祉課 こども課

第3次ばんどろ男女共同参画プラン進捗状況調査一覧(R3.3.1現在)

No	事業名	実績	評価	実績に対する評価	担当課
89	相談先・相談方法についての情報の提供	<p>《社会福祉課》</p> <p>ホームページでは生活保護の問い合わせ先の他、新型コロナ対策で住居確保給付金について掲載。また新型コロナウイルス特集号の広報紙にも住居確保給付金について掲載。</p> <p>《こども課》</p> <p>広報紙に「189」の掲載、児童センター、こども課窓口での啓発資料の配布。</p>	A	<p>《社会福祉課》</p> <p>生活困窮相談件数は昨年度の1.8倍の52件に増えた。</p> <p>《こども課》</p> <p>広報紙や公民館などの公立施設を利用して、啓発活動の充実に図ることができた。</p>	<p>社会福祉課</p> <p>こども課</p>

○進捗状況調査結果について

基本目標Ⅰ 一人ひとりの人権を尊重するまちにしよう

(1) 男女共同参画の視点に立った意識の改革【No.1～14】

広報紙やSNSを活用した男女共同参画に係る広報・啓発活動について一定の成果があり、概ねプランに沿った事業実施がなされている。今後は、若者の更なる意識啓発として若い世代が参加する事業やオンラインツールを活用して行っていく必要がある。

市民協働課では、女性団体との連携による共催事業等を開催するとともに、オンライン研修会への参加を呼びかけるなど、団体の育成支援を行った。

男女共同参画に係る事業（男女共同参画講演会、いきいきセミナー等）は新型コロナウイルス感染症拡大防止の為、開催中止となった。今後実施する際には、感染症対策を講じた上で、多くの方が参加しやすい日時での開催やチラシ等の配布により、市民への啓発に努めていく。

国では東京オリンピックの開催も控えるなかで、外国人に対する政策が強化されており、坂東市においても外国人住民数が年々増加している状況である。市民が国際感覚を養い視野を広げていくためにも、外国語指導助手の活用による英語教育の幼小中連携を強化、継続していく。また、外国人のための情報提供や、相談体制等の充実を図っていく。

(2) 男女平等教育・学習の推進【No.15～24】

福祉や保育、教育現場では男女平等・人権教育等の取り組みが積極的に推進されており、プランに沿った事業実施がなされている。人格形成において最も大切な幼少期に正しい認識を持つことが重要であり、継続して推進していく。

(3) 生命と性と心の尊重【No.25～36】

女性相談窓口や家庭相談員による相談事業について、プランに沿った事業実施がなされている。児童虐待等の早期発見や保護、支援のためのネットワークにより、要保護児童の支援を継続して対応していく。また、県女性相談センターや警察との連携により、DVなどの被害防止に努めるとともに、市内においても関係各課との更なる支援体制の強化を図っていく。今後はセクシュアル・ハラスメント防止の啓発にも努めていく。

引き続き、メディア・リテラシーに関する教育を推進するとともに、児童・生徒に対する情報モラル教育を進めていく。

(4) 生涯にわたる健康の保持・増進【No.37～41】

健康相談等、市民の健康増進に関する各種事業を積極的に展開しており、プランに沿った事業実施がなされている。総合健診や婦人がん検診など、働く女性にも受診がしやすい体制を整備することにより、早期発見の意識付けをし、健康の保持増進へ向けて支援を継続していく。

基本目標Ⅱ あらゆる分野で男女共同参画を進めよう

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画【No.42～49】

女性の登用については、委員の選任や改選の際は市民協働課と協議することとし、庁議等により全庁的に周知をしている。

しかしながら、審議会・委員会等の女性登用調査（令和2年4月）では、女性比率は23.3%であり、依然として各委員会での男女比率には差がある。男性のみの審議会・委員会もあり、全庁的に取り組んでいかなければならない課題である。引き続き、平成31年4月に設置した女性人材バンクについて広く周知していく。

また、「女性活躍推進法」について周知するとともに、事業所や関係団体と連携し、取り組んでいくことが必要である。

(2) 男性にとっての男女共同参画【No.50～53】

男性の家事、子育て、地域活動への参画を促進するため、学習機会の提供や啓発などに取り組むとともに、参加しやすい社会環境整備が必要である。

また、講演会やトップセミナー等を開催するなど、企業における男性管理職の意識啓発に取り組み、積極的な参加を促すよう努力しなければならない。

(3) 地域社会での男女共同参画の推進【No.54～60】

地域活動に関連する情報提供について、各課で広報紙を中心に掲載しており、概ねプランに沿った事業実施がなされている。性別にとらわれず地域活動に参加しやすいように、条件の整備・推進をしていき、イベント時の保育サービスや、保育園の一時預かり事業も継続していく。

また、高校生を中心に青少年社会参加推進事業を実施し、若い世代から地域における男女共同参画を促進するとともに、女性の視点に立った地域活動の促進に努めていく。

(4) 防災における男女共同参画の推進【No.61～64】

女性の視点に立った地域防災の推進について、プランに沿った事業実施がなされている。地域防災計画の改訂や防災に関する各種マニュアル作成の際には、女性の立場に立った整備を進めており、役員やリーダーへの女性の参画や登用を行っている。

地域防災において女性が活躍し、女性や子育て世帯、高齢者への配慮がされた、女性の視点に立ったきめ細かい防災対策を整え、情報提供を積極的に努めていく。

基本目標Ⅲ 多様な働き方ができる社会にしよう

(1) 労働条件と労働環境整備【No.65～72】

雇用者・労働者双方に対する労働関係等の周知や農業等における男女共同参画の推進は概ねプランに沿った事業実施がなされている。

労働条件見直しの推進について、男女共同参画講演会やトップセミナーを通じて、事業所等に対し労働環境改善の働きかけを強化していく必要がある。

(2) 男女の生涯にわたる雇用・就業の支援【No.73～79】

県やハローワークと連携した各種支援事業について、概ねプランに沿った事業実施がなされている。

今後は、女性の再就職や起業に向けた支援、県の就職相談等の情報提供を充実させる等、個々の能力が十分に発揮できる社会を目指していく必要がある。

(3) 男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の促進【No.80～89】

仕事と家庭の両立に向け、子育て支援や高齢者福祉について、概ねプランに沿った事業実施がなされている。

引き続き、ノー残業デーの徹底や男性が育児・介護休業を取りやすい環境整備に努め、市が更に率先して取り組んでいく必要がある。また、企業にも働き方改革の啓発に努めていく。